



令和 2 年度

新治地方広域事務組合一般会計  
歳入歳出決算審査意見書

令和 3 年 8 月 20 日

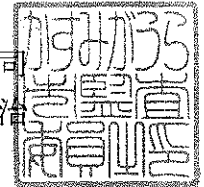
かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 82 号  
令和 3 年 8 月 20 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕 司  
かすみがうら市監査委員 加 固 豊 治



令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第 292 条の規定に基づき、地方自治法施行令第 5 条第 3 項を準用し審査に付された、令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

## 令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

### 第 1 審査の種類

地方自治法第 292 条の規定に基づき、地方自治法施行令第 5 条第 3 項を準用し審査を付された決算審査

### 第 2 審査の対象

令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算

### 第 3 審査の着眼点

一般会計歳入歳出決算書等について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか、解散に伴う清算事務が適正に処理されているかを主眼とした。

### 第 4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、解散に伴う清算事務について、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

### 第 5 審査の日程及び実施場所

日程 令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 8 月 20 日まで  
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第 1 会議室

### 第 6 審査の結果

審査に付された令和 2 年度新治地方広域事務組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び

証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められた。

また、予算の執行及び解散に伴う清算事務は、適正に処理されているものと認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

## 第7 決算の概要

### 1 決算の総括

#### (1) 決算規模

令和2年度における歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
604,280,000	591,109,052	525,808,813	65,300,239

#### (2) 決算収支内訳

決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

歳入 ①	歳出 ②	形式収支 ③ (①-②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③-④)
591,109,052	525,808,813	65,300,239	0	65,300,239

形式収支額は、6,530万239円、このうち翌年度へ繰越すべき財源は0円で、実質収支額は同額の6,530万239円の黒字となっている。

#### (3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

##### 【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
分担金及び 負担金	423,705,000	423,705,000	423,705,000	100%	100%
使用料及び 手数料	110,894,000	101,317,800	101,317,800	91.4%	100%
繰越金	31,789,000	31,787,746	31,787,746	99.9%	100%
諸収入	37,892,000	34,298,506	34,298,506	90.5%	100%
合計	604,280,000	591,109,052	591,109,052	97.8%	100%

歳入決算額は5億9,110万9,052円で、予算現額6億428万円に対する

収入割合は、97.8%となっている。また、調定額5億9,110万9,052円に対する収入割合は100%となっている。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
議会費	1,536,000	468,000	0	1,068,000	30.5%
総務費	49,585,000	46,090,572	0	3,494,428	93.0%
民生費	26,948,000	22,388,234	0	4,559,766	83.1%
衛生費	520,211,000	456,862,007	0	63,348,993	87.8%
予備費	6,000,000	0	0	6,000,000	0%
合計	604,280,000	525,808,813	0	78,471,187	87.0%

歳出決算額は5億2,580万8,813円で、予算現額6億428万円に対する執行率は87.0%となっている。

翌年度への繰越額は0円で、不用額は7,847万1,187円となっている。

## 第8 実質収支に関する調書

令和2年度決算における実質収支額は、歳入総額5億9,110万9,052円から歳出総額5億2,580万8,813円を差し引いた、6,530万239円となった。

なお、解散に伴いかすみがうら市と石岡市で締結された「かすみがうら市、石岡市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」に基づき、かすみがうら市は、解散後の決算事務を承継しており、令和2年度の決算剰余金については、令和3年度への収入事務が終了している。

また、決算剰余金は協定書の割合に応じてかすみがうら市及び石岡市の返還金をそれぞれ算出のうえ、石岡市分は石岡市へ返還することになっている。

返還金の割合については、民生 均等割20%、人口割80%、衛生 均等割10%、人口割90%とされている。(均等割はかすみがうら市2/3、石岡市が1/3で負担。人口割は令和元年9月30日の2市の人口により算出。ただし、石岡市の人口は旧八郷町の区域に限るものとする。)

## 第9 財産に関する調書

### 1 土地、建物

公有財産の土地は、年度中の増減はなく、令和2年度末現在高は36,727.73㎡となっている。

建物の延面積は、年度中の増減はなく、令和2年度末現在高は8,478.82㎡となっている。

なお、令和2年度末に所有する土地、建物については、かすみがうら市と石岡市で締結された「かすみがうら市、石岡市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」に基づき、令和3年4月1日に、全てかすみがうら市に承継している。

### 2 物品

物品は年度中の増減はなく、令和2年度末現在高は連絡車3台、ダンプ4台、パワーショベル1台、ホイールローダー3台、クレーン付トラック1台、フォークリフト2台、清掃車1台の合計15台となっている。

なお、令和2年度末に保有する物品については、かすみがうら市と石岡市で締結された「かすみがうら市、石岡市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」に基づき、令和3年4月1日に、全てかすみがうら市が承継している。

## 第10 審査意見

新治地方広域事務組合は、昭和46年8月に土浦石岡地方広域市町村圏設定となり、昭和49年6月に新治地方環境衛生組合が設立された。その後、昭和52年2月に新治地方広域事務組合と改称し、約半世紀にわたり広域的な環境行政の一翼を担い住民の衛生的で快適な日常生活を支えてきたが、効率的かつ安定的な廃棄物処理を目的に、令和3年4月1日に霞台厚生施設組合へ移行することに伴い、令和3年3月31日をもって当組合は解散となった。

今後は、新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書に基づき、適正な事務の執行と令和3年4月1日に稼働した霞台クリーンセンターみらいが住民の福祉増進のために効果的な活用が図られるよう望むものである。